

社会福祉法人清水福祉会定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人介護支援センターの経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 介護老人保健施設の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 障害福祉サービス事業の経営
- (チ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (リ) 特定施設入居者生活介護事業の経営
- (ヌ) 保育所事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人清水福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を佐賀県小城市小城町773番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他の特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の評議員1人あたりの総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算書
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他の評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の選任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

- 第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第一六条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

- 第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第十八条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二十三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二四条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理 事 会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議

があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角826番地7所在の鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 清水園デイサービスセンター 園舎 1棟 (364.99平方メートル)
- (2) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角814番地2所在の鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 老人保健施設螢水荘 荘舎 1棟 (325.93平方メートル)
- (3) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角821番地4所在の鉄筋コンクリート造陸屋根6階建 ケアハウスアミジア・グループホームたんぽぽ 園舎 1棟 (3060.37平方メートル)
- (4) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角826番地1所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 地域密着型施設等清水園 園舎 1棟 (1675.68平方メートル)
- (5) 佐賀県多久市東多久町大字別府5222番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建 養護老人ホームけいこう園 園舎 1棟 (253.48平方メートル)
- (6) 佐賀県多久市東多久町大字別府5222番地2の2所在の鉄骨造り合金メッキ鋼板ぶき平家建 グループホームけいこう園 園舎 1棟 (261.35平方メートル)
- (7) 佐賀県多久市東多久町大字別府5222番地2の3所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 けいこう園居宅介護支援事業所 園舎 1棟 (26.20平方メートル)
- (8) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町三角773番地所在の鉄骨造陸屋根3階建 特別養護老人ホーム清水園 園舎 1棟 (3610.21平方メートル)

- (9) 佐賀県小城市芦刈町芦溝字松瀬 6 1 5 番 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建地域総合ケアセンターあしかり 園舎 1 棟 (771.58 平方メートル)
- (10) 佐賀県小城市小城町岩藏字中川原 1 9 5 2 番 2 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 いわまつ保育園 園舎 1 棟 (929.20 平方メートル)
- (11) 佐賀県小城市小城町岩藏字中川原 1 9 5 2 番 2 符号 1 所在の木造セメントかわらぶき平家建 倉庫 (33.12 平方メートル)
- (12) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 2 0 番所在の特別養護老人ホーム清水園 敷地 (1721.70 平方メートル)
- (13) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 2 1 番 1 所在の特別養護老人ホーム清水園 敷地 (1543.17 平方メートル)
- (14) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 2 2 番 1 所在の特別養護老人ホーム清水園 敷地 (47.43 平方メートル)
- (15) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 2 6 番 5 所在の特別養護老人ホーム清水園 敷地 (120.10 平方メートル)
- (16) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 2 6 番 7 所在の清水園デイサービスセンター 敷地 (508.00 平方メートル)
- (17) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 1 4 番 1 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (343.00 平方メートル)
- (18) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 1 4 番 2 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (723.44 平方メートル)
- (19) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 1 4 番 4 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (95.88 平方メートル)
- (20) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 4 9 番 1 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (198.00 平方メートル)
- (21) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 4 9 番 2 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (34.00 平方メートル)
- (22) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 4 9 番 3 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (40.00 平方メートル)
- (23) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 5 0 番 1 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (428.33 平方メートル)
- (24) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 5 4 番 2 所在の老人保健施設螢水荘 敷地 (158.56 平方メートル)
- (25) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角 8 2 1 番 4 所在のケアハウスアミジア 敷地 (627.61 平方メートル)

- (26) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角822番2所在のケアハウス
アミジア 敷地 (1. 63 平方メートル)
- (27) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角823番1所在のケアハウス
アミジア 敷地 (112. 00 平方メートル)
- (28) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角823番2所在のケアハウス
アミジア 敷地 (71. 37 平方メートル)
- (29) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角824番1所在のケアハウス
アミジア 敷地 (119. 00 平方メートル)
- (30) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角824番2所在のケアハウス
アミジア 敷地 (92. 21 平方メートル)
- (31) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角826番2所在のケアハウス
アミジア 敷地 (365. 24 平方メートル)
- (32) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角836番3所在のケアハウス
アミジア 敷地 (229. 02 平方メートル)
- (33) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角826番1所在の地域密着型
施設等清水園 敷地 (1491. 79 平方メートル)
- (34) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角827番1所在の地域密着型
施設等清水園 敷地 (282. 84 平方メートル)
- (35) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町四角836番1所在の地域密着型
施設等清水園 敷地 (271. 83 平方メートル)
- (36) 佐賀県多久市東多久町大字別府5222番2所在の養護老人ホームけ
いこう園 敷地 (3178. 86 平方メートル)
- (37) 佐賀県多久市東多久町大字別府5220番3所在の養護老人ホームけ
いこう園 敷地 (41. 00 平方メートル)
- (38) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町三角773番所在の特別養護老人
ホーム清水園 敷地 (2237. 00 平方メートル)
- (39) 佐賀県小城市小城町字布施ヶ里古町三角772番3所在の特別養護老人
ホーム清水園 敷地 (334. 96 平方メートル)
- (40) 佐賀県小城市芦刈町芦溝字松瀬615番1所在の地域総合ケアセンタ
ーあしかり 敷地 (1522. 10 平方メートル)
- (41) 佐賀県小城市芦刈町芦溝字松瀬614番1所在の地域総合ケアセンタ
ーあしかり 敷地 (159. 00 平方メートル)
- (42) 佐賀県小城市芦刈町芦溝字松瀬614番5所在の地域総合ケアセンタ
ーあしかり 敷地 (20. 00 平方メートル)

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必
要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第三十八条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三十九条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問入浴介護事業
- (3) 地域包括支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章 解 散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の復帰)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人清水福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 平松俊昭
理 事 平松克輝
理 事 大野亀次
理 事 石井淳二郎
理 事 中尾一郎
理 事 山口喜造
理 事 江頭速雄
理 事 森永國夫
理 事 於保芳彦
監 事 大竹茂輝
監 事 大野森一郎

2. この定款は、厚生大臣の認可(昭和59年9月25日)により施行する。
(社会福祉法人清水福祉会の設立)
3. この定款は、厚生大臣の認可(昭和60年5月1日)により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園の設置)
4. この定款は、理事会承認(昭和60年12月6日)により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園園舎新築)
5. この定款は、理事会承認(昭和63年5月30日)により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園貯蔵庫新築)
6. この定款は、佐賀県知事の認可(平成3年3月1日)により施行する。
(清水園老人デイサービスセンターの設置)
7. この定款は、佐賀県知事の認可(平成3年3月30日)により施行する。
(清水園老人短期入所事業の追加)
8. この定款は、佐賀県知事の認可(平成3年10月1日)により施行する。
(清水園老人居宅介護支援センターの設置)
9. この定款は、佐賀県知事の認可(平成4年1月1日)により施行する。
(清水園老人居宅介護等事業の追加)
10. この定款は、理事会承認(平成4年3月26日)により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園ポンプ室新築)
11. この定款は、理事会承認(平成4年3月26日)により施行する。
(清水園デイサービスセンター園舎新築)
12. この定款は、理事会承認(平成4年3月26日)により施行する。
(清水園デイサービスセンター敷地購入)
13. この定款は、理事会承認(平成4年7月15日)により施行する。
(老人保健施設螢水荘敷地購入)
14. この定款は、理事会承認(平成5年3月30日)により施行する。
(老人保健施設螢水荘荘舎新築)

15. この定款は、佐賀県知事の認可（平成5年4月1日）により施行する。
(老人保健施設螢水荘の設置)
16. この定款は、佐賀県知事の認可（平成14年4月22日）により施行する。
(軽費老人ホームアミジア及び認知症対応型老人共同生活援助事業たんぽぽの設置)
17. この定款は、理事会承認（平成14年5月29日）により施行する。
(ケアハウスアミジア及びグループホームたんぽぽ園舎新築)
18. この定款は、理事会承認（平成14年5月29日）により施行する。
(ケアハウスアミジア及びグループホームたんぽぽ敷地購入)
19. この定款は、理事会承認（平成18年8月31日）により施行する。
(養護老人ホーム恵光園園舎多久市から移管)
20. この定款は、佐賀県知事の認可（平成18年10月6日）により施行する。
(養護老人ホーム恵光園の設置及び障害福祉サービス事業の追加)
21. この定款は、理事会承認（平成19年10月5日）により施行する。
(地域密着型施設等敷地購入)
22. この定款は、理事会承認（平成20年9月1日）により施行する。
(地域密着型施設等新築)
23. この定款は、佐賀県知事の認可（平成20年9月17日）により施行する。
(小規模多機能型居宅介護事業の設置)
24. この定款は、佐賀県知事の認可（平成20年9月30日）により施行する。
(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設置)
25. この定款は、理事会承認（平成23年5月25日）により施行する。
(養護老人ホームけいこう園敷地購入)
26. この定款は、理事会承認（平成23年5月25日）により施行する。
(養護老人ホームけいこう園園舎新築)
27. この定款は、理事会承認（平成23年5月25日）により施行する。
(グループホームけいこう園園舎新築)
28. この定款は、佐賀県知事の認可（平成23年8月1日）により施行する。
(養護老人ホーム恵光園園舎の財産処分)
29. この定款は、佐賀県知事の認可（平成24年1月31日）により施行する。
30. この定款は、理事会承認（平成26年3月26日）により施行する。
(けいこう園居宅介護支援事業所園舎新築)
31. この定款は、理事会承認（平成27年11月18日）により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園敷地購入)
32. この定款は、理事会承認（平成27年11月18日）により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園園舎新築)

33. この定款は、佐賀県知事の認可（平成28年7月20日）により施行する。
(特定施設入居者生活介護事業の経営)
34. この定款は、佐賀県知事の認可（平成28年7月20日）により施行する。
(特別養護老人ホーム清水園園舎の財産処分)
35. この定款は、平成29年4月1日から施行する。（平成29年3月27日佐賀県知事認可）
36. この定款は、佐賀県知事の認可（平成30年3月20日）により施行する。
(保育所事業の追加)
37. この定款は、評議員会承認（平成30年6月22日）により施行する。（地域総合ケアセンター敷地購入）
38. この定款は、評議員会承認（平成30年6月22日）により施行する。（地域総合ケアセンター新築）
39. この定款は、評議員会承認（平成30年6月22日）により施行する。（いわまつ保育園園舎小城市から移管）

定 款

(変更後)

社会福祉法人 清水福祉会